

(1)勉強会 『盗まれた神話』 参考資料 ⑥ 作成：新保

第六回目は、第九章[「皇系造作説」への疑い]を取り上げる。

6.『盗まれた神話』からの要点抽出(その6)

以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

概要：この章は17節から構成され、3つのテーマを扱っている。それは、①神武東征神話②ハツクニシラス天皇とされる神武と崇神③和風諡号、である。

論証を進める過程で先生は、津田左右吉等が提唱するいわゆる「通説」の根拠を鋭く追及されている。

(10)第九章「皇系造作説」への疑い

1)神武東征神話

神武は「虚構の王者」か？：①神武を架空とした津田左右吉の論証を検討しよう。②井上光貞による神武伝承批判の要点[⑦神武東征の出発点が未開地である日向とするのはおかしい。⑧経過地は行幸途上の駐在地としてのみ記されているから、これは単に都を九州から大和にうつしただけのこと。⑨大和における活躍は東遷の話と違って具体的だが、大部分が神異話や地名説話、歌物語などの寄せ集め。⑩従って、神武東征物語は殆ど内容のない輪郭だけのもの]。③この内容を各項目に分けて分析しよう。

錯誤版「アキツ島」説話：①本来の、原初の国生み神話は筑紫中心で「淡路島以西」だったものが、近畿天皇家によって「大和中心」に切りかえられた。②神武は淡路島以西(※天の瓊矛の支配領域)では戦闘をしていない。それ**以東の領域に入っ**てはじめて戦闘する。③「神武東征」は原初の「国生み神話」と**共存する性格**の説話だから、後代の近畿天皇家改作版とは到底合致しえないのである。

神話と青銅器圏：①問題は『記・紀』内部での対応にとどまらない。「二大青銅器圏の対立」と必然に対応している。②「淡路島以西不戦」問題は、津田の論定とは逆に、歴史的事実の跡を色濃く宿していた。

二大青銅器圏の再吟味：①原田大六の「二大圏対立」説への批判(弥生時代の青銅製祭祀器を大別すると、[銅鐸/平形銅剣/広形銅矛/広形銅戈]の四種になる)。②先生は(この原田説を詳細に批判して)、**瀬戸内海領域は銅鐸圏に属していたが、やがて異質の武器型祭祀圏に属するようになった**と。「二大青銅器圏」の考え方は、大枠として依然妥当しう。

神話と分布圏の対応：かなりの脇道をしたようだが、①「神武東征における淡路島以西、不戦」問題は、考古学上の分布図とも、よく対応しているのである。②この点においても、津田の否定的な批判は、逆に神武東征の真実性を支持するものとなってきたのである。

壮大な虚像：※津田の主張「神武東征は、単に**都**を九州から大和にうつしただけ」を検証。①津田は「神武は日向(宮崎県)の高千穂宮で天下を統治していた」と書かれてある、と本気で思っている。②だが、先に論証したように「神武たちの参集した高千穂宮は糸島郡もしくは博多湾岸の宮殿であって、神武の宮殿ではない」。③津田は従来の論者によって「目をおおわれた」まま、「壮大な虚像」に戦いを挑んだのではあるまいか。

万世一系の毒：①津田もまた、「万世一系」の毒に骨髓を犯されている。②人間はみんな万世一系なのだ。特に「万世一系」などという特殊な家系をもつ、特殊な人々のあろうはずはない。③津田の批判は、歴史の真実の周辺を、いわば**からまわり**しているように見えたのである。

「造作」の動機：「大和転戦」問題は後回しで、津田があげた「神武東征造作の動機」について。〔津田氏は、神武東征の物語は何らかの事実に基づくものではなく、天孫降臨に続く「日本神話の一部」であるとした。〕(井上光貞)。この津田の論定が誤認の上に立っていたことは明白である。

①天孫降臨の地は日向(宮崎県)ではなかった。②「皇室がはじめて都をおかれた土地」というのは、後代の学者が造作した大いなる幻影、『記・紀』の語る所ではなかった。③景行の熊襲討伐の際、聖地到着の感激をなんら示さない、という「景行における日向問題」。④津田は、日向が**聖地とされたのは極めて新しい時代のこと**として、天孫降臨説話も神武東征説話もまだ成立していなかったと認定した。⑤これは神武東征否定論証の一つの重要な鍵を示すもの。⑥景行の熊襲遠征こそ、近畿天皇家にとっては「架空の事件」。

④この「盗用」を「盗用」と知らず、自らの論理進行の重大な基礎としてきた ―ここに津田の「造作」説の不幸が横たわっていたのである。

## 2) ハツクニシラス天皇とされる神武と崇神

二人のハツクニシラス論への疑い：(1)①第一代の神武「始馭天下之天皇」も第十代の崇神「御肇国天皇/所知初国天皇」ともに「建国第一代の天皇」を意味する称号「ハツクニシラススメラミコト」と呼ばれている。②しかし、「建国第一代」が二人いるはずがない。③だから、真の第一代は崇神であって、神武は「後代造作」の第一代、すなわち架空の存在である。この論法は津田を淵源とし、のち井上・直木らが競って敷衍し流布したもの。(2)①神武紀「始馭天下之天皇」には「ハツクニシラススメラミコト」という訓注がついている。②訓注は奈良朝には存在せず、平安朝につけられたというのが、史料上の事実である。

初国と本国：①神武「始馭天下之天皇」は、「ハツクニシラススメラミコト」と読める字面ではない。②崇神「所知初国天皇」(『古事記』)は、「ハツクニシラススメラミコト」と読めるが、本当に「建国第一代の天皇」という意味だろうか。『古事記』では、「初国」に相對する語に「本国」という概念があり、代々住みついている故国のことである。③崇神段階の近畿天皇家にとって、「本国」とは「大和の国」である。④神武→開化の九代は、この大和の一角に割拠。第十代の崇神に到って大和の外への侵略を開始。⑤「初国統治」という称号は、「東方十二道」への征服軍の派遣譚から、新しい征服地を統治するという意味である。

「初」と「肇」を見つめる：『古事記』における「初」という概念。①本源の旧状態に対し、新規の活動開始が「初」なのである。②「肇国」は「初国」を漢語的表現であらわしたもの。武力征服によって獲得した新しき国々を示す表現としては適切である。

「誤読」の系譜：①「はじめて国を治めた天皇」と解するためには、「初所知国天皇」という語順でなければならない。②神武「始馭天下之天皇」の字面に「ハツクニシラス」のような訓はふさわしくない。始めて天の下に馭(ぎよ)し(は)せし天皇とか、よむべきだ。③この称号は日向の地から長途遠征してこの地(大和)に來り、統治を開始した王として、神武にピッタリの字面だ。

コロンブスの卵：この「名称問題」を除けば『記・紀』中には「崇神第一代説」を語る一片の建国説話すらない。

## 3) 和風諡号について

和風諡号論をめぐって：これは上記2)と並んで、「神武一開化」架空説の強力な支柱となりそれをおしすすめた論証方法だった。※「ヤマトネコ」「タラシ」「クニオシ」「ワケ」を、A.後代の天皇名とB.はるか古い時代の天皇名に分けて検証。

裸の論理：①真の問題は、⑦B.にあやかってA.をつけたのか、④A.にちなんでB.を案出したのか。②最も自然な普通のケースは⑦だから、学問において④の論理を使うためには⑦を否定すること。③だが、⑦の否定の論証にお目にかかることはできなかった。

権力の尚古主義：①熟知の最近の天皇名に似せて古代天皇名を作る—「古代天皇名」なるものがあまりにも現代風に映り、肝心の古めかしさを欠くのではあるまいか。②「権力の政治利益に基づく尚古主義」なら容易に理解できるが、わざわざ現代風に造作した古代王名という概念にはついてゆけない。

“使い分け”の背理：①「和風諡号論」の矛盾は、「論理の使い分け」にもあらわれている。②「倭の五王」が近畿天皇家の王たちと等式で結びえない、としたら、これらの王たちもまた一論理の必然に従って一七、八世紀の『記・紀』の編者の「造作」になってしまうのであろうか。

肌着と礼装：①「和風諡号論」についての「使用論理」の中に、素朴名称と修辭名称の比較論がある。②ほぼ五世紀から六世紀初頭に当るとみなされてきた天皇たちの名の中に極めて簡明な一語形というべき一群がある(応神・仁徳・履中・安康・顕宗・仁賢・継体)。③架空の美しい天皇名群を次々に造作してはばかりない手合いが実在の王名に対してたかが修辭を体裁よく加えることをはばかりとは。④素朴なままの名前の実例は、天皇名系譜全体の史料性格を判定するうえで、重要な意味をもつと思われる。

第六回目となる今回は、**持統六年条(278~288頁)**の記事を読んでいきたい。

## 6. 持統六年(692) 小学館『日本書紀』によると、この年の主要な記事は以下のようである。

【春条】1月、新益京の大路を觀る。3月、諫争を無視して伊勢・志摩方面に巡幸。【夏条】4月、藤原宮地で地鎮祭。閏5月、「天智天皇に郭務儂が贈呈の阿弥陀仏像を上送」の詔。【秋条】九月、班田大夫等を四畿内に派遣。【冬条】11月、新羅使の朝貢と新羅遣使の帰国。【年間】吉野行幸の頻出、広瀬・竜田神の祭祀、仏教施策・天武天皇の政治路線を継承推進。

〈春条の原文〉 春正月丁卯朔庚午【四】、増封皇子高市二千戸通前五千戸。癸酉【七】、饗公卿等仍賜衣裳。戊寅【十二】、天皇觀新益京路。壬午【十六】、饗公卿以下至初位以上。癸巳【二七】、天皇幸高宮。甲午【二八】、天皇至自高宮。二月丁酉朔丁未【十一】、詔諸官曰、当以三月三日、将幸伊勢。宜知此意備諸衣物。賜陰陽博士沙門法藏・道基銀人二十兩。乙卯【十九】、詔刑部省、赦輕繫。是日、中納言直大式三輪朝臣高市麻呂、上表敢直言、諫争天皇欲幸伊勢、妨於農時。三月丙寅朔戊辰【三】、以淨広肆広瀬王・直広参当麻真人智徳・直広肆紀朝臣弓張等、為留守官。於是、中納言三輪朝臣高市麻呂、脱其冠位擊上於朝、重諫曰、農作之節車駕未可以動。辛未【六】、天皇不從諫、遂幸伊勢。壬午【十七】、賜所過神郡及伊賀・伊勢・志摩国造等冠位。并免今年調役復免供奉騎士・諸司荷丁・造行宮丁今年調役、大赦天下。但盜賊不在赦例。甲申【十九】、賜所過志摩百姓、男女年八十以上、稻人五十束。乙酉【二十】、車駕還宮。每所到行。輒會郡県吏民、務勞賜作樂。甲午【二九】、詔免近江・美濃・尾張・参河・遠江等国供奉騎士戸、及諸国荷丁・造行宮丁今年調役。詔賜天下百姓、困乏窮者。稻男三束、女二束。

注57「三月三日」: なぜこだけ日干支で記さないのでしょうか。

注58「中納言」: 天武朝の納言が淨御原令で大・中・小三者に分かれたらしいが、大宝令で中納言は廃止。慶雲二年に大納言の不足を補うため復活(岩波注)。

注59「諸司」: 下文と比べ、司は国の字の誤りか。諸司ならら中央からの従属者(岩波注)。

注60「車駕」: 天皇のこと。儀制令天子条に「車駕(行幸所称)とある。行幸の際の君主に対する尊称(岩波注)。

〈春条の現代語訳〉 1月4日、高市皇子に食封二千戸を加増、五千戸に。7日、公卿等に饗と衣裳を賜与。12日、天皇は新益京の大路をご覧に。16日、公卿以下の初位から最上位者までに饗を賜与。27日、天皇は高宮(葛城郡内)に行かれ、28日に帰還。2月11日、諸官に詔して「3月3日に伊勢に行こうと思う。これに備えて諸々の衣物を準備せよ」と。取り決めに関わった陰陽博士沙門法藏・道基に各20両を賜与。19日、刑部省に詔して罪の軽い罪人を赦免。この日、中納言・三輪朝臣高市麻呂が上表・直言し、伊勢行幸は農時の妨げなると諫めた。3月3日、広瀬王・当麻真人智徳・紀朝臣弓張等を留守官に。この時、中納言の高市麻呂は職を賭して「農繁時の行幸は避けるように」と重ねて諫めた。6日、天皇は諫言に従わず、伊勢行幸へ。17日、お通りになる神郡(度会・多気)と伊賀・伊勢・志摩の国造等に冠位を賜与し当年調役を免除。また、供奉の騎士・諸司の荷丁・行宮造営の役夫の当年の調役を免じ、全国に大赦(但し盜賊は除外)。19日、お通りになる志摩国の百姓、男女八〇歳以上夫々に、稻50束ずつを賜与。20日、天皇は宮に帰還。行幸先では、郡県の吏民を集めて労い、物品を賜与し奏樂。29日、詔して、近江・美濃・尾張・参河・遠江等の国で供奉した騎士と諸国荷丁・行宮造営の役夫の当年の調役を免除。詔して、全国の百姓の困窮者に男3束、女2束の稻を賜与。

〈夏条の原文〉 夏四月丙申朔丁酉【二】、贈大伴宿禰友国直大式。并賜賻物。庚子【五】、除四畿内百姓、為荷丁者、今年調役。甲寅【十九】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。丙辰【二一】、賜有位親王以下、至進広肆、難波大蔵(秋/金)、各有差。庚申【二五】、詔曰。凡繫囚・見徒、一皆原散。五月乙丑朔庚午【六】、御阿胡行宮時、進贄者紀伊国牟婁郡人阿古志海部河瀬麻呂等、兄弟三戸、服十年調役雜徭。復免笮抄八人、今年調役。辛未【七】、相摸国司、献赤鳥雛二隻。言、獲於御浦郡。丙子【十二】、幸吉野宮。庚辰【十六】、車駕還宮。辛巳【十七】、遣大夫謁者、祠名山岳流、請雨。甲申【二十】、贈文忌寸智徳直大壺。并賜賻物。丁亥【二三】、遣淨広肆難波王等、鎮祭藤原宮地。庚寅【二六】、遣使者、奉幣于四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊大神。告以新宮。潤五月乙未朔丁酉【三】、大水。遣使循行郡国、稟貸災害不能自存者、令得漁採山林池沢。詔令京師及四畿内。講說金光明經。戊戌【四】、賜沙門觀成[施糸偏]十五匹・綿三十屯・布五十端。美其所造鉛粉。丁未【十三】、伊勢大神奏天皇曰、免伊勢国今年調役。然応輸其二神郡、赤引糸参拾伍斤。於来年、当折其代。乙酉【十五】、詔筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅与阿多、可伝仏教。復上送大唐大使郭務[宗立心偏]、為御近江大津宮天皇所造阿弥陀像。六月甲子朔壬申【九】、勅郡国長吏、各禱名山岳流。甲戌【十一】、遣大夫謁者、詣四畿内、請雨。甲申【二一】、賜直丁八人官位。美其造大内陵時、勤而不解。癸巳【三十】、天皇觀藤原宮地。

注61「四畿内」: 大和・山城・摂津・河内の四国。畿内が四国に分かれたことを示す表現の初見。奈良時代に和泉を分置し、五畿内となる(岩波注)。

注62「筑紫大宰率」: 「率」は天智天皇紀に見られる用語。すると、この記事はその頃の出来事か。

〈夏条の現代語訳〉 4月2日、大伴宿禰友国に直大弍を贈られ<sup>はぶりのもの</sup>贈物を賜与。5日、四畿内の人民の荷丁者の当年の調役を免除。19日、使者を遣わし広瀬大忌神・竜田風神を祭祀。21日、有位者の親王以下進広肆までの夫々に難波大蔵の鋏を賜与。25日、詔して「獄囚・徒囚をみな放免せよ」と。5月6日、阿胡行宮への行幸時に魚介類を献上した紀伊国牟婁郡の阿古志海部河瀬麻呂等、兄弟三戸に十年間の調役と雑徭を、船頭八人に当年の調役を免除。7日、相摸国司が三浦郡で捕獲した赤烏の雛二羽を献上。12日、吉野宮に行かれ、16日に帰還。17日、大夫・謁者を遣わし、名山・大河の神を祭って雨乞い。20日、文思寸智徳に直大壺を贈り贈物を賜与。23日、難波王等を遣わし藤原宮地の地鎮祭。26日、遣使者を遣わし、四所(伊勢・大倭・住吉・紀伊)の大神に<sup>みまぐら</sup>幣帛を奉って新宮のことを報告。閏5月3日、大水が出た。諸国に使者を遣し生活困難な被災者に官稻の借用や山林池沢での獵を許可。詔して、京師・四畿内で金光明経を講説。4日、沙門觀成の造った鉛粉を褒め、綿15匹・綿30屯・布50端を賜与。13日、伊勢神宮の神官が「伊勢国の今年の調役は免じられたが、二神郡から納めるべき赤引糸35斤はその分を来年は差し引いて頂きたい」と天皇に奏上。15日、筑紫大宰率・河内王等に「沙門を大隅・阿多に遣わして仏教を伝えるように。また大唐大使郭務棕が天智天皇のために造った阿弥陀仏像を京に上送せよ」と詔。6月9日、諸国の長吏に勅して名のある山や河に<sup>つがいの上まろ</sup>祈禱を捧げさせた。11日、大夫謁者を四畿内に遣わして雨乞い。21日、大内陵の築造時によく勤めた直丁(官司に当直する使丁)8人を褒めて官位を賜与。30日、天皇は藤原の宮地を視察。

〈秋条の原文〉 秋七月甲午朔乙未【二】、大赦天下。但十惡・盜賊、不在赦例。賜相模国司布勢朝臣色布智等・御浦郡少領(闕姓名)与獲赤烏者鹿嶋臣椽樟、位及禄。服御浦郡二年調役。庚子【七】、宴公卿。壬寅【九】、幸吉野宮。甲辰【十一】、遣使者、祀広瀬与竜田。辛酉【二八】、車駕還宮。是夜、熒惑与歳星。於一步内、乍光乍没、相近相避四遍。八月癸亥朔乙丑【三】、赦罪。己卯【十七】、幸飛鳥皇女田莊。即日還宮。九月癸巳朔辛丑【九】、遣班田大夫等於四畿内。丙午【十四】、神祇官奏上神宝書四卷・鑰九箇・木印一箇。癸丑【二一】、伊勢国司獻嘉禾二本。越前国司獻白蛾。戊午【二六】、詔曰、獲白蛾於角鹿郡浦上之浜。故増封筭飯神二十戸、通前。

注63「大赦」: 3月17日・4月25日にも行われた。形式的な善政(岩波注)。

注64「班田」: 班田収授は各国司が行うが、畿内に限って班田長官以下の官人を任命する。これは前年夏に進上された庚寅年籍に基づく班田(岩波注)

〈秋条の現代語訳〉 7月2日、全国に大赦。但し、十惡(国家社会を乱す特に重い罪)・盜賊は除外。相模国司の布勢朝臣色布智等・三浦郡少領と赤烏捕獲者の鹿嶋臣椽樟に位と禄を賜与し三浦郡の調役を二年間免除。7日、公卿に宴を賜与。9日、吉野宮に行幸。11日、使者を遣わして広瀬・竜田神の祭祀。28日、天皇が帰還。この夜、火星と木星が光ったり隠れたりしながら、一歩ぐらい近づいたり離れたりを四度繰り返した。8月3日、罪人を赦免。17日、飛鳥皇女の別荘に行かれ帰還。9月9日、班田大夫等を四畿内に派遣。14日、神祇官が神宝書四卷・鑰九箇・木印一箇を奉上。21日、伊勢国司がめでたい稻2本を献上。越前国司が白鷺鳥を献上。26日、「敦賀郡浦上浜で白鷺鳥を捕獲した。氣比神宮に食封20戸を上乗せする」との詔。

〈冬条の原文〉 冬十月壬戌朔壬申【十一】、授山田史御形務広肆。前為沙門、学問新羅。癸酉【十二】、幸吉野宮。庚辰【十九】、車駕還宮。十一月辛卯朔戊戌【八】、新羅遣級汝朴億徳・金深薩等進調。賜擬遣新羅使直広肆息長真人老・務大弍川内忌寸連等禄、各有差。辛丑【十一】、饗禄新羅朴億徳於難波館。十二月辛酉朔甲戌【十四】、賜音博士続守言・薩弘恪水田人四町。甲申【二四】、遣大夫等、奉新羅調於五社、伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足。

〈冬条の現代語訳〉 10月11日、山田史御形に務広肆を授与。先に沙門として学問のため新羅へ。12日、吉野宮に行幸して19日に宮に帰還。11月8日、新羅は朴億徳・金深薩等を遣わして朝貢した。新羅への派遣使の息長真人老・川内忌寸連等に夫々禄を賜与。11日新羅の朴億徳を難波館で饗応。12月14日、音博士続守言・薩弘恪それぞれに水田四町を賜与。24日、大夫等を遣わし新羅の調を五社(伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足)に奉納。

#### 【トピック】「昔」と「車駕」の記事。

(1) 「昔」は神代紀～持統紀に40件ほど。多いのは、神代4・神武3・景行3・欽明10・孝徳6。全てが「むかし○○」の意味で使われ、○○に天皇や人名を入れている例が23もある。

※素戔鳴尊・天稚彦3(神代)、天神・伊弉諾尊(神武)、日本武尊(景行)、大草香皇子(雄略)、道臣(継体)、速古王2・貴首2・天皇大泊瀬・大葉子(欽明)、天皇4(孝徳)、難波宮治天下天皇(持統)。

(2) 「車駕」は景行～持統紀に26件。多いのは、景行3・孝徳4・天武5・持統9。九州王朝系の史書からの流用かもしれない。「車駕還宮」は、仁徳1・孝徳2・天武1・持統8で、持統紀が突出して多い。